

令和8年9月2日
石川県選挙管理委員会
(内線：3547～3549)
(外線：076-225-1282)

在外選挙人名簿登録者数(9月1日現在)

1 在外選挙人名簿登録資格等

(1) 被登録資格

年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者

(2) 登録方法

登録申請書が申請者の住所を管轄する領事官を経由して市町村選挙管理委員会へ提出され、必要な調査を実施したうえで、随時、在外選挙人名簿に登録される。

なお、登録された場合には、在外選挙人証が交付される。

※上記に加え、平成30年6月1日からは、国外転出時に市町村選挙管理委員会に対し、事前に在外選挙人名簿への登録移転申請（出国時申請）を行うことによる登録も可能となっている。

(3) その他

在外選挙人名簿への登録事務は、平成11年5月1日から行われている。

2 市計・町計別対前回在外選挙人名簿登録者総数比較

(単位:人)

区分	令和8年9月1日(A)			令和8年6月1日(B)			対前回増減(A)-(B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	144	280	424	146	282	428	△2	△2	△4
町計	17	26	43	17	25	42	0	1	1
県計	161	306	467	163	307	470	△2	△1	△3

3 国別在外選挙人名簿登録者数

(単位:人)

国名	登録者数
アメリカ合衆国	91
ブラジル連邦共和国	86
オーストラリア連邦	31
ドイツ連邦共和国	30
その他(48の国・地域)	229
合計	467